

長浜市告示第243号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により住民票の写し等の交付手数料の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
名称：地方公共団体情報システム機構
所在地：東京都千代田区一番町25番地
- 2 指定をした日
令和8年4月1日
- 3 委託をした日
令和8年4月1日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 委託した公金事務に係る歳入の種類
住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し及び課税証明書の交付手数料
- 6 収納の方法
現金による